その他

1 更正に関する特例

連結親法人の提出した連結確定申告書に記載された各連結事業年度の連結所得の金額がその連結事業年度の課税標準とされるべき連結所得の金額を超える場合には、その超える金額のうちに事実を仮装して経理したところに基づくものがあるときは、税務署長は、その連結事業年度の連結所得に対する法人税につき、その事実に係る修正の経理をし、かつ、その修正の経理をした連結事業年度の連結確定申告書を提出するまでの間は、更正をしないことができることとされています(法129)。

2 推計による更正又は決定

税務署長は、連結親法人に係る法人税につき更正又は決定をする場合には、その連結親法人(その連結親法人に係る連結子法人を含みます。)の財産・債務の増減の状況、収入・支出の状況又は生産量、販売量その他の取扱量、従業員数その他事業の規模によりその連結親法人に係る法人税の課税標準(更正をする場合にあっては、課税標準又は連結欠損金額)を推計して、その更正又は決定を行うことができることとされています(法131)。

3 連結法人に係る行為又は計算の否認

税務署長は、連結法人の各連結事業年度の連結所得に対する法人税につき更正又は決定をする場合において、その連結法人の行為又は計算で、これを容認した場合には、次に掲げる事由により法人税の負担を減少させる結果となると認められるものがあるときは、その行為又は計算にかかわらず、税務署長の認めるところにより、その連結法人に係るその法人税の課税標準、連結欠損金額又はその法人税の額を計算することができることとされています(法132の3)。

その各連結事業年度の連結所得の金額から控除する金額の増加

その各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額から控除する金額の増加

連結法人間の資産の譲渡に係る利益の額の減少又は損失の額の増加

その他の事由

(注) 連結法人の連結事業年度から除かれる各事業年度の所得に対する法人税につき更正又は決定をする場合にも、 税務署長は上記と同様の計算を行うことができることとされています。

4 連結確定申告に係る更正による所得税額等の還付

連結親法人の提出した連結確定申告書に係る法人税につき更正があった場合において、その更正により 4 (連結確定申告書に係る所得税額等の控除不足額)の金額が増加したときは、税務署長はその連結親法人に対し、その増加した部分の金額に相当する税額を還付することとされています(法133)。

5 連結確定申告に係る更正又は決定による中間納付額の還付

(1) 決定による中間納付額の還付

連結中間申告書を提出した連結親法人のその連結中間申告書に係る連結事業年度の法人税につき決定があった場合において、その決定に係る 4 (中間納付額の控除不足額)の金額があるときは、税務署長は、その連結親法人に対し、その金額に相当する中間納付額を還付することとされています(法134)。

(注) この還付を行うに当たっては、連結中間申告書に係る中間納付税額について納付された延滞税がある場合には、その延滞税のうち還付される中間納付額に対応する部分の金額を併せて還付することとされています。(2) においても同様です。

(2) 更正による中間納付額の還付

連結中間申告書を提出した連結親法人のその連結中間申告書に係る連結事業年度の法人税につき更正があった場合において、その更正に係る 4 (中間納付額の控除不足額)の金額が増加したときは、税務署長は、その連結親法人に対し、その増加した部分の金額に相当する中間納付額を還付することとされています(法134)。

6 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の還付

連結法人につき 3 (仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の連結事業年度における控除)の適用がある場合において、仮装経理に基づく過大申告を行っている連結事業年度の連結所得に対する法人税について更正をした日の属する連結親法人事業年度開始の日前1年以内に開始する各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額(附帯税の額を除きます。)でその更正の日の前日において確

定しているものがあるときは、税務署長はその連結法人に係る連結親法人に対し、3による控除することができる金額のうちその法人税の額(既にこの6により還付を受ける金額の計算の基礎となったものを除きます。)に達するまでの金額を還付することとされています。

したがって、この還付を受けた金額については、 3 による控除を行うことはできません (法134の 2)

7 連結子法人の設立の届出

新たに設立された連結子法人は、その設立の日以後2月以内に次の記載事項を記載した届出書に次に 掲げる書類を添付し、これを本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署に提出する必要があります(法 148、法規63)。

(1) 記載事項

本店又は主たる事務所の所在地

事業の目的

設立の日

(2) 添付する書類

設立の時における貸借対照表

定款、寄付行為、規則又は規約の写し

設立の登記の登記簿謄本

株主等の名簿の写し

その連結子法人が合併、分割又は現物出資により設立されたものであるときは、その合併、分割又は現物出資に係る被合併法人、分割法人又は出資者の名称又は氏名及び納税地

連結親法人の名称及び納税地

設立趣意書

8 代表者等の自署押印

(1) 代表者の自署押印

連結法人の提出する連結申告書等には、次の区分に応じ、それぞれに掲げる者が自署し、自己の印を押さなければならないこととされています(法151)。

その連結法人の代表者が1人の場合

その代表者

その連結法人の代表者が2人以上ある場合(の場合を除きます。)

これらの者のうち社長、理事長、専務取締役、常務取締役その他の者でその連結申告書等の作成のときにおいてその連結法人の業務を主催しているもの

2人以上の者が共同して法人を代表する場合

その全員

(注) 「連結申告書等」とは、次に掲げるものをいいます。(2)において同じです。

連結中間申告書及び連結中間申告書に係る修正申告書

連結確定申告書及び連結確定申告書に係る修正申告書

7 (連結子法人の個別帰属額等の届出)の個別帰属額等を記載した書類及び個別帰属額等に異動があった場合の異動後の個別帰属額等その他参考となるべき事項を記載した書類

(2) 経理責任者の自署押印

連結申告書等には、(1)の代表者のほかに、法人の役員及び職員のうちその連結申告書等の作成の時においてその連結法人の経理に関する事務の上席の責任者である者が自署し、自己の印を押さなければならないこととされています(法151)。

9 申告書の公示

税務署長は、連結確定申告書又は連結確定申告書に係る修正申告書に記載された各連結事業年度の連結所得の金額(修正申告書については、その修正申告後の連結所得の金額)が4,000万円を超える連結親法人及び連結子法人について、これらの申告書の提出の日から3月以内に、少なくとも1月間その税務署の掲示場に掲示する方法により、次に掲げる事項を公示することとされています(法152、法規68)。

これらの申告書に記載された連結所得の金額

連結親法人の名称及び納税地並びに連結子法人の名称及びその本店又は主たる事務所の所在地 連結親法人の代表者の氏名

連結親法人事業年度の開始及び終了の日

(注) 上記の「4,000万円」は、連結事業年度が6月以下の場合には「2,000万円」となります。

10 当該職員の質問検査権

(1) 納税地の所轄職員

国税庁の職員、連結親法人の納税地の所轄税務署又は連結親法人の納税地の所轄国税局の職員は、法人税に関する調査について必要があるときは、連結親法人及びその連結親法人に係る連結子法人に質問し、又はその帳簿書類その他の物件を検査することができることとされています(法153)。

(注) 国税庁、国税局又は税務署の職員は、この質問又は検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があれば、これを提示しなければならないこととされています。以下(4)までにおいて同じです(法 157)。

(2) 連結子法人の本店所在地の所轄職員

連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署又は所轄国税局の職員は、連結親法人の各連結事業年度の連結所得に対する法人税に関する調査について必要があるときは、その連結子法人及びその連結子法人の連結親法人に質問し、又はその帳簿書類その他の物件を検査することができることとされています(法153)。

(3) 取引先に対する質問検査権(納税地の所轄職員)

国税庁の職員、連結親法人の納税地の所轄税務署又は連結親法人の納税地の所轄国税局の職員は、法人税に関する調査について必要があるときは、連結親法人及びその連結親法人に係る連結子法人に対して、金銭の支払・物品の譲渡をする義務があると認められる者又は金銭の支払・物品の譲渡を受ける権利があると認められる者に質問し、又はその事業に関する帳簿書類を検査することができることとされています(法154)。

(4) 取引先に対する質問検査権(連結子法人の本店所在地の所轄職員)

連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署又は所轄国税局の職員は、連結親法人の各連結事業年度の連結所得に対する法人税に関する調査について必要があるときは、その連結子法人に対して、金銭の支払・物品の譲渡をする義務があると認められる者又は金銭の支払・物品の譲渡を受ける権利があると認められる者に質問し、又はその事業に関する帳簿書類を検査することができることとされています(法154)

11 罰 則

(1) 偽りその他不正の行為により法人税を免れ又は還付を受けた場合

偽りその他不正の行為により連結確定申告書に係る法人税の額(1 による所得税額の控除又は 2 による外国税額の控除を受けるべき金額がある場合には、その適用をしないで計算した法人税の額) につき法人税を免れ、又は 13 により連結欠損金の繰戻しによる還付を受けた場合には、連結親法人又はその連結子法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、5年以下の懲役、500万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することとされています(法159)。

(注) この免れた法人税の額又は還付を受けた法人税の額が500万円を超えるときは、情状により、上記の罰金は500万円を超えその免れた法人税の額又は還付を受けた法人税の額に相当する金額以下とすることができることとされています(法159)。

(2) 連結確定申告書を提出期限までに提出しなかった場合

正当な理由がなくて連結確定申告書をその提出期限までに提出しなかった場合には、連結親法人の代表者、代理人、使用人その他従業者でその違反行為をした者は、1年以下の懲役又は20万円以下の罰金に処することとされています。ただし、情状により、その刑を免除することができることとされています(法160)。

(3) 代表者等の自署押印の規定に違反した場合

次に掲げる申告書につき、8(代表者等の自署押印)に違反した者又は8に違反する次に掲げる申告書の提出があった場合のその行為をした者は、1年以下の懲役又は20万円以下の罰金に処することとされています。ただし、情状によりその刑を免除することができることとされています(法161)。

連結中間申告書

連結中間申告書に係る修正申告書

連結確定申告書

連結確定申告書に係る修正申告書

(4) 仮決算をした場合の連結中間申告書に虚偽の記載をした場合

2により仮決算をした連結中間申告書を提出した場合において、その連結中間申告書に偽りの記載をして税務署長に提出したときには、連結親法人の代表者、代理人、使用人その他従業者でその違反行為をした者は、1年以下の懲役又は20万円以下の罰金に処することとされています(法162 一)。

(5) 質問検査に対する不答弁等をした場合

10の当該職員の質問検査に対して答弁をしなかった場合、偽りの答弁をした場合又はその質問検査を拒み、妨げ、忌避した者は、1年以下の懲役又は20万円以下の罰金に処することとされています(法 162 二)。

また、この質問検査に対して偽りの記載をした帳簿書類を提示した者にも、1年以下の懲役又は20万円以下の罰金に処することとされています(法162 三)。

(6) 両罰規定

法人の代表者又は法人の代理人、使用人その他の従業者が(1)、(2)、(4)及び(5)の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して(1)、(2)、(4)及び(5)の罰金刑を科することとされています(法164)。

12 その他の改正

この説明書に記載している改正点以外にも連結納税を適用する場合に対応するために、法人税法、租税特別措置法及び震災特例法のほか国税徴収法、国税通則法、所得税法、消費税法等についても必要に応じて規定の整備がなされています。